食品安全委員会委員 野村 一正

安全確保の基本、ADI

食品安全委員会が発足して9年目。 この間多くの食品中の危害要因(ハザード)について、リスク評価を行ってきました。例えば評価件数の最も多い農薬を例にとると、すでに388件のリスク評価を終了し、現在306件の審議が進行中です(2011年9月30日現在)。

それではこの膨大なリスク評価結果は、私たちの生活の中で、食品の安全を確保する為にどのような役割を果たし、また国民はどのようにこれを受け止めているのでしょうか。

リスク評価の最大の目標は、ADI(一日摂取許容量)の決定です。ADIとは、その値以下であれば、仮に一生涯にわたり毎日摂取し続けても健康に悪影響がないという一日当たりの値です。ADIが決まると、その範囲内で適用作物ごとに農薬の残留基準値が決定され、さらに残留基準値以下に収まるように農薬の使用基準が決定されます。

このことは農薬の用法・用量さえ 守れば、人の健康に悪影響を及ぼすことがないように残留基準値が設定されているということを意味します。そして仮に何らかの問題があって残留 基準値を超える事態になったとしても、問題となる農産物の出荷停止や回収の措置が取られるなど、直ちに食の安全確保システムのスイッチが入ります。つまり、そのスイッチを入れる際の指標となるのが、残留基準値というわけです。

使用基準や残留基準値は、私たちの

生活の中でこのような役割と働きを 担っており、ADIはその最も基本とな る値なのです。

■ ADIはどのように設定する?

それではADIはどのようにして決め られるのでしょうか。まず、複数の動 物種を用いて、いろいろな毒性の試験 をします。一般的には、その結果とし ての無毒性量を求めます。無毒性量を 100で割ったものがADIです。無毒性 量は、動物に様々な分量の農薬を与え た結果から得られる、その動物の健康 に悪影響を与えることのない分量の うち、もっとも大きな値です。そして、 人と動物の間の感受性の差や、人でも 一人一人に差があることなどを考慮 して、無毒性量の100分の1を人の許 容量としているのですから、かなり厳 しい値を採用しているということに なります。

こうしてみると、少なくとも農薬などに関しては、リスクを相当程度大幅 に低減できる安全な仕組みが用意されていると言えます。

安全管理の方策と 情報の提供が、ADIを活かす

にもかかわらず、多くの消費者は依然として農薬などについて不安を持っているようです。例えば食品安全委員会が実施した平成22年8月の食品安全モニターの方々を対象とした意識調査結果でも、回答した人の68%以上が農薬に不安を感じている

としていました。

そして不安を感じる理由については、農薬では30%以上の人が「事業者の法令順守や衛生が不十分」としています。ADI設定の科学的根拠については、多くの人が納得してきているのですが、用法・用量などの使用基準が守られているかどうかに不安を感じているという人が多いようです。

これらから、農薬についても、今後 必要なことは、使用基準が守られているかどうかについての信頼確保と、情報の十分な提供であるということができます。事業者が法令を間違いなく順守できる方策を普及し、その情報の提供が必要になってきていると言えます。

具体的な方法としては、HACCP(危害分析重要管理点)やGAP(農業生産工程管理手法)、さらにはそれらを発展させたISO22000(フードチェーンの全組織を対象とした食品安全マネジメントシステムの国際規格)などの安全管理手法が広く行き渡ることが必要です。これらを採用し、十分な情報を開示することです。

これらによって農薬の使用基準の順守が徹底され、その情報が提示されることが、食品安全行政にとって重要な課題の一つとなっています。これらの課題に取り組み、消費者の信頼をさらに高めることができれば、多くの人々の地道な努力の結晶であるADIが、その役割をより十分に果たし得たということになるのです。

●食の安全への不安・疑問から情報提供まで、皆様のご質問・ご意見をお寄せください。



食の安全ダイヤル 03-6234-1177 ●受付時間:10:00~17:00/月曜~金曜(ただし祝日·年末年始はお休みです)

Eメール受付: https://form.cao.go.jp/shokuhin/opinion-0001.html

食品安全委員会 e-マガジン登録 http://www.fsc.go.jp/sonota/e-mailmagazine.html

●「食の安全ダイヤル」「e-マガジン登録」は、食品安全委員会のホームページからもアクセスできます。

食品安全委員会ホームページ: http://www.fsc.go.jp/

内閣府



食品安全委員会事務局